

令和7年 第8回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年8月8日（金）
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室
開議	午前10時54分～午前11時38分
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 6番 河中 司 7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
不応招委員	5番 正影 博一
出席委員数	10名
欠席委員数	1名
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 大山 博聖（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主幹 片田 剛（産業観光課 主幹）

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第10号 ペット霊園に係る転用審査基準について
日程第5	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第28号 非農地証明願について
日程第7	議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第30号 農地法第5条の条の規定による許可申請について
日程第9	議案第31号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第8回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、9番 近藤 克己 委員、11番 竹下 桂輔 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の24番から25番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	令和7年第8回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第9号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号24、所在、●●、田、他計7筆、5,092㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号25、所在、●●、田、他計5筆、3,071㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです 以上2件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 報告第10号 ペット霊園に係る転用審査基準について。 この報告案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案3ページをお開きください。 報告第10号こちらにつきましては、去る7月31日に農地におけるペット霊園の設置に関する内規につきまして、役員会にて協議を行いまして下記のとおりに決まりましたので、ご報告させていただきます。 農地におけるペット霊園の設置に関する内規

	目的 第1条 この内規は農地におけるペット霊園の設置申請について地域の環境、公衆衛生、土地利用秩序を保持する観点から、墓地埋葬等に関する法律などの趣旨を準用し、鏡野町農業委員会としても転用許可の審査基準を定める。 設置の基本方針 第2条 ペット霊園は原則として次の条件をすべて満たす場合に限り設置を検討するものとする。 (1) 埋葬に関しては火葬済みの遺体を対象とすること。 (2) 周辺に人家、学校、病院、井戸などが存在する場合は、100m以上の距離を保つこと。 (3) ただし、100m以内にある場合であっても、隣接地権者全員及び、当該地区の区長の書面による同意がある場合にはこの限りではない。 (4) 上記の距離に関わらず、申請に当たっては隣接する全ての地権者及び、該当地区の区長による書面による同意書の提出を必須とする。 (5) 埋葬、焼却の方法が、動物の死体処理に関する関係法令に適合すること。 (6) 農地法に基づく農地転用許可申請が適切に行われていること。 (7) 霊園の敷地境界が明確になるように、障壁、監獄の垣根などにより境界区分を設けること。 (8) 区域内における管理者が、定期的な清掃と継続的な維持管理体制が確立されていること。 (9) 地区との合意形成が十分に諮られていること。 審査手続き 第3条 農業委員会は前条の基準を満たしているかどうかを、審査し必要に応じて現地調査、意見聴取、各関係機関との協議を行うものとする。 その他 第4条 その他この内規に定めのない事項については、鏡野町農業委員会の判断により、適切に処理する。 附則 第5条 この内規は令和7年8月8日より施行する。 以上です。
会長 川口	前の役員会の時に遺骨にするという内容と違う。
事務局長 大山	失礼しました。第2条の(1) つきましては「火葬済みの遺体」となっていますが、「火葬済みの遺骨」に訂正させていただきまして、ご了承いただければと思います。 以上です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第5 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局長 大山	て、この議案の４４番から５０番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案４ページをご覧ください。 議案第２７号 農地法第３条の規定による許可申請について。 番号４４、所在、●●、田、３６２㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積３６２㎡、通作距離０．２km、農機具、トラクター１台、作付予定作物、野菜。 番号４５、所在、●●、田、他計７筆、４，２７８㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積９０，０３１㎡、通作距離１．０km、農機具、トラクター４台、田植機１台、作付予定作物、水稻、野菜。 番号４６、所在、●●、田、他計７筆、５，０９２㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積９０，８４５㎡、通作距離１．０km、農機具、トラクター４台、田植機１台、作付予定作物、水稻、野菜。 番号４７、所在、●●、田、他計２筆、６０．５１㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積１４，２８６．５１㎡、通作距離０．２km、農機具、トラクター１台、作付予定作物、水稻。 番号４８、所在、●●、田、他計２筆、３８４㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農のため、取得後の耕作面積３８４㎡、通作距離０．１km、農機具、トラクター１台、作付予定作物、野菜。 番号４９、所在、●●、田、２９１㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積１，０９５㎡、通作距離０．１km、農機具、耕運機、軽トラ１台、草刈り機１台、作付予定作物、果樹。 番号５０、所在、●●、田、５１㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農のため、取得後の耕作面積５１㎡、通作距離０．１km、農機具、トラクター１台、田植機１台、作付予定作物、野菜。 以上７件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第２７号 農地法第３条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第６ 議案第２８号 非農地証明願について、この議案の２５番から２６番まで案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案６ページをご覧ください。 議案第２８号 非農地証明願について。 番号２５、所在、●●、田、他計２筆、５００㎡。判定地目、宅地、利用状況、６０年前に建物を立て、宅地として使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号２６、所在、●●、田、他計２筆、３２．８㎡。判定地目、宅地、利用状況、４０年前に住宅を建築し、宅地及び水路として利用しており、農地として使用できないため。申請人、●●。 以上２件です。 去る７月３１日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの案件も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。 以上です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第２７号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第７ 議案第２９号 農地法第４条の規定による許可申請について、この議案の３番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長

事務局長 大山	議案 7 ページをお開きください。 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。 番号 3、所在、●●、田、434㎡、申請人、●●、転用用途、住宅 1 棟、72.33㎡、農業用倉庫 1 棟、101.19㎡、転用事由、築 80 年以上の住宅で生活をしているが、老朽化が著しく破損している箇所もあるため、現在住居を撤去し、申請地に新居を建築するもの。資金計画、自己資金 4,200 万円、例外許可規定、「集落に接続して設置される住宅」に該当。●●承諾。 以上 1 件です。
会長 川口	本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案番号 3 番について、小田地区の地区担当の正影委員から追加説明をお願いします。
事務局長 大山	本日、正影委員が欠席のため事務局の方から報告をさせていただきます。 3 番の案件につきましては、総会前に農地部会の方で現地確認した結果、特に問題ないということで報告させていただきます。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は、農地部会委員により現地確認をお願いしておりますので報告願います。農地部会長 8 番 北山委員
北山 委員	農地部会の方で確認しまして特に問題ないということで承認をいただきましたので、報告させていただきます。以上です。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第 8 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、この議案の 12 番から 15 番までの案件を議題とします。

事務局長 大山	事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案８ページをお開きください。 議案第３０号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号１２、所在、●●、畑、７５４㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、指定障害福祉サービス事業所、７５４㎡、転用事由、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスを行うため建造物建築及び従業員駐車場整備。資金計画、借入金、５，０００万円、例外許可規定、「集落に接続して設置される業務上必要な施設」、●●承諾。
会長 川口	議案番号１２番の入の福祉サービス事業所の案件について、中谷地区担当の難波委員から追加説明をお願いします。
難波 委員	個々の土地は以前、勘違いされて一度盛土をして造成されて申請をされていたんですが、許可ができないということで盛土を撤去してもらい、再度申請していただくことになっておりました。隣に●●の建物があって、その分に擁壁を壊すことが不可能な状態だったので、そのまま転用していただいて再度申請をしていただいている状況です。確認の方はされていると思いますが、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
事務局長 大山	番号１３、所在、●●、田、他計４筆、２１８２．４１㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、建売住宅用地８区画、２２０８．４１㎡、転用事由、申請地の周辺は、中学校や町役場があり、住宅地化が進んでおり、宅地に適しているため、建売住宅を８棟建築し、販売するもの。資金計画、自己資金３，１００万円、借入金９，８００万円、第二種農地（第一種、第三種に該当しないその他の農地）、●●承諾。 番号１４、所在、●●、田、２６㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、建売住宅用地８区画、２２０８．４１㎡、転用事由、申請地の周辺は、中学校や町役場があり、住宅地化が進んでおり、宅地に適しているため、建売住宅を８棟建築し、販売するもの。資金計画、自己資金３，１００万円、借入金９，８００万円、第二種農地（第一種、第三種に該当しないその他の農地）、●●承諾。 番号１５、所在、●●、田、４９５㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、住宅１棟、１１６．７６㎡、転用事由、現在両親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭となったため、実家からも近い申請地を兄から譲り受け、住宅を建築するもの。資金計画、借入金４，４００万円、農振地除外（●●）、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当、●●承諾。

	以上です。
会長 川口	議案番号 13、14 番の●●の建売住宅及び議案番号 15 番の●●の住宅の案件について、大野地区の地区担当の北山委員から追加説明をお願いします。
北山 委員	この 3 件について確認いたしました。特に問題ないと乞うことで報告します。以上です。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、8 番 北山委員。
北山 委員	農地部会で確認しまして問題がないということで承認をいただきましたので、報告させていただきます。以上です。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第 9 議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案 9 ページをご覧ください。 議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、2 筆、935㎡、再設定、7 筆、6,838㎡、計 9 筆、7,773㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。

委員	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 3 1 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第 1 0 その他について、その他協議事項はありませんか。
河中委員	ペット霊園の内規についてですが、農地以外の場合はどうなりますか。
会長 川口	農地ではないので、農業員会ではなく町の方がすることです。
事務局長 大山	会長が言われた通りで、内規につきましては農地について農業委員会がペット霊園の申請があった時の内規にするものですので、林地とかそれ以外も考えられますけど、町につきましてはそういった条例がありませんので、その時になれば担当課が考えるものと思っております。
河中委員	今の段階ではないということですか。
事務局長 大山	はい、ありません。
会長 川口	他にありますか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和 7 年第 8 回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)